

霧島市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

霧島市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように制定する。

平成29年2月21日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関する事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ霧島市教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (2) 研修を受ける場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、霧島市教育委員会が定める場合

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例を定めるため、本条例を制定しようとするものである。